

西宮市立中央病院診療部長の職に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院（以下「本院」という。）診療部長の職等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 診療部長の称号は、原則として西宮市立中央病院企業職員職名規程第3条に規定する部長及び主任部長が存在しない場合で、当該診療科内の序列を明確にし、円滑な診療行為に資する必要があると判断される場合に付与することが出来る。

2 診療部長の称号は、西宮市立中央病院企業職員職名規程に規定する役付職員の役名の規定外の称号とする。

3 診療部長の称号の付与に起因し、勤務条件の変更は伴わない。

(職務)

第3条 診療部長は、西宮市立中央病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第3条に定める病院医師職医長としての職務に従事するとともに、診療科の円滑な運営を行うよう努めるものとする。

(付与)

第4条 院長は、各診療科において常勤職員のうち、原則として医長の職位にある職員のなかから、そのものの診療実績又は研究業績を勘案のうえ、1名に対し、当該称号を付与することができる。

(任期等)

第5条 各診療科において、西宮市立中央病院企業職員職名規程第3条に規定する部長或いは主任部長が在籍しない期間を原則上限として、称号を継続して付与することができる。

(使用)

第6条 診療部長の称号は、本院内外のほか、論文、学会、研究会、講座、講演会等で使用することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から適用する。